

鹿角市公告第 2 4 号

鹿角市地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務委託に係る事業者の選定について、公募型プロポーザル方式による選定を実施するので、参加事業者を次により募集します。

令和 4 年 4 月 8 日

鹿角市長 関 厚

1 業務の名称

鹿角市地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務委託

2 業務の目的

市では、脱炭素社会の実現に向け、市内全域から排出される二酸化炭素を実質ゼロにする具体的な計画の策定が必要であることから、鹿角市地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することとした。

そこで、本業務では、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定にあたり、環境省補助事業「令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）」（以下「環境省補助事業」という）を活用し、脱炭素社会の実現を見据えた再生可能エネルギー導入目標の策定に必要な調査検討を行うことを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 9 月 3 0 日（金曜日）までとする。

4 委託費の上限

1 0, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間において、鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年鹿角市訓令第71号）第12条における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている法人ではないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 過去5年間に於いて、本業務と同種又は類似の業務を行った実績を有すること。

6 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申し込みをすること。

(1) 提出方法

鹿角市産業部産業活力課へ持参もしくは郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(2) 提出期限

令和4年 4月13日（水曜日）午後 5時15分まで【厳守】

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績書（様式3）

(4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加希望書を提出したのに対し令和4年 4月14日（木曜日）までに書面により通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の作成

参加者は仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

①「企画提案書等提出届」(様式8)

②企画提案書

③見積書及び見積内訳書

④企画提案書の電子データ

(2) 提出部数 正本1部、副本5部

(3) 提出の期限、方法

期限：令和4年4月18日(月曜日)午後5時15分まで【厳守】

方法：(1)の①から③は所管課に持参もしくは郵送により提出

(1)の④企画提案書の電子データは所管課に電子メールで提出

8 その他

その他本プロポーザル方式に関する事項は、「鹿角市地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領」による。